

## 様式第3号(第9条関係)

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	平成26年度 第2回みよし市特別職報酬等審議会		
開 催 日 時	平成26年12月26日(金) 午前10時から午前10時50分まで		
開 催 場 所	みよし市役所5階 特別会議室		
出 席 者	委員 皆川 正 事務局 鈴木総務部長 委員 三井 敬子 片桐総務部参事 委員 谷端 浩明 酒井職員課長 委員 加藤 真司 清水職員課副主幹 委員 近藤 隆治 近藤職員課主任主査 委員 岩田 信男 委員 村上 雅則 委員 清田 由雅 委員 鈴木みさを 委員 近藤 洋子		
次回開催予定期日	なし		
問合せ先	みよし市役所 総務部職員課 清水・近藤 (直通電話: 0561-32-8351)		
下欄に掲載するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 議事録全文 <input type="checkbox"/> 議事録要約	要約した理由	
審議経過	別紙のとおり		

討議内容	
<b>開会</b>	
典礼	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今より、平成26年度の第2回みよし市特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>今回につきましても、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第6条に基づき公開とさせていただいておりますのでご承知おきください。</p> <p>また、会議録についても委員のお名前を伏せて公開とさせていただきますのでお願ひいたします。</p> <p>はじめにあたり会長からごあいさつをいただきたいと思います。</p> <p>皆川会長お願ひいたします。</p>
<b>会長あいさつ</b>	
会長	皆さま、おはようございます。前回は、事務局からの資料を基にあらゆる面から議論をしていただいたわけですが、今回は、答申に向けて、その方向性をだしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
<b>議事</b>	
典礼	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、前回の審議会でご意見等がありました項目の補足の説明をさせていただき、答申に向けての方向性やその内容についてのご審議をお願いいたします。</p> <p>議事進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
会長	それでは、提出していただきました資料ナンバー13から15までの説明を事務局からお願ひします。
事務局	(資料についての説明)
会長	事務局から前回の審議を踏まえ、その補足説明等がありましたが、これらの内容についてご質問・ご意見はありますでしょうか。
委員	人事院勧告はどの程度の拘束力があるものなのでしょうか。人事院勧告をどれくらい守らなければならないのでしょうか。
事務局	公務員は、民間と比較しその職務の公共性などから労働基本権の制約があるため、この代償措置として、人事院による勧告がなされています。この勧告により適正な給与を確保し、能率的な行政運営を維持していくためのものとされています。こうしたことから、一般職の公務員については、この勧告を適用することになりますが、特別職等については、必ずしも適用しなければならないというものではないですが、情勢適応の原則の観点から参考として考慮するものと考えております。
委員	議員の内で監査委員に選任される監査委員の報酬額の話がありましたが、議員の報酬の中で、例えば尾三消防などの議会があるかと思いますが、それらの手当、報酬があるはずですよね。それらの報酬はどの程度になっているのでしょうか。
事務局	第1回の時の資料ナンバー8、一部事務組合の組合議員の報酬で示させていただいておりますが、尾三消防、尾三衛生組合の議員の場合、定例会、臨時会での議会活動があり、その報酬額は年額で4万5千円となっています。この他、同様に愛知中部水道企業団の組合議会がありますが、その議員の場合、年額で4万5千円、議長職になると5万5千円であり、構成する市町で統一の額となっています。
委員	議会の中で、委員長という職がありますが、常任委員会が3つ、議会運営委員会や特別委員会がありますが、議長、副議長は委員会の委員長を兼務しないということでしょうか。
事務局	兼ねません。
委員	そうしますと、昨年度だと議会運営委員会、3つの常任委員会、2つの特別委員会があり、議長と副議長を除いたとすると、いわゆるこれらの役職がない議員は何人ですか。
事務局	議長、副議長で2名、今年度の委員会委員長が5名、これに監査委員の議員1名で、議員定数の20人からすると12名となります。現在は、定数より1人少ない状況なので11名です。

討議内容	
会長	<p>この他どうでしょうか。</p> <p>今回、示された考え方を参考に審議会としての方向性、またその内容を考えていかなければならないですが、これらについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>もし、改定されたとすると 27 年 4 月からということだと思いますが、平成 27 年 4 月末に市議会議員の選挙がありますよね。そうした時に、現在の議員も 1 か月で改定された額が適用されるのでしょうか。それから考え方として、みよし市の人囗というよりも、議員さんがどれだけ市民を受け持っているかをみた場合に、みよし市、高浜市、長久手市、新城市、田原市あたりが、議員定数 1 人あたり 3 千人程度となりますね。それからすると、議員の報酬額が 36 万円程度となると思います。</p> <p>それから、先ほどの質問もありましたが、うまく言えませんが委員長の職がどれだけのものなのか。毎年交代していますよね。他の市町をでは代わっていないところもあると思うのですが。議長さんは、私もいろいろな所でお会いすることがありますて、時間を割いてみえることがよくわかりますが、委員長について、委員会の中で特別な職なのか、その役割がいまいちわからないのですが、そのあたりを教えてください。</p>
事務局	<p>まず、1 点目の報酬の適用日については、27 年 4 月 1 日適用ならば、その日からとなります。27 年 4 月に選挙が行われ新旧の議員は、新しい報酬月額での日割り計算となります。</p> <p>次に、委員長、議員の職務の違いというご質問についてですが、委員長については、その委員会を代表して委員会での進行、議会における委員会としての報告を行います。この他、委員会での視察で代表者としての取りまとめなどをされてみえます。そのことについて、議会は独立した機関ですので、市長部局で関与するということはありません。</p>
委員	人口における議員の割合でみたときの報酬額については、どうですが。
事務局	<p>委員が言われるのは、議員一人あたりの人口ということだと思いますが、過去からすれば議員定数は減ってきていますが、議員定数のことが関係してきますので、定数については議員発議などで議論をしていく中で改正されることになります。</p> <p>今回の審議の中では報酬等の額、その改定時期を議論していただくことになっておりますので、1人の議員で市民が 3 千人程度の時の議員報酬がどれくらいかというのも一つの考え方でありますし、人口規模をみたとき、また財政規模でみた時に報酬額はどれほどが良いのかの資料を提示させていただいているので、この審議会での議論をいただきたいと思います。</p>
会長	何らかの方向性を示していきたいと思いますので、ご忌憚のないご意見をお願いします。
委員	資料中の考え方の中では、議員の報酬額を改定するしたら 10 % 程度から 17 % 程度までの引き上げる案ということですが、そうした時の財源はどのようになるのでしょうか。
事務局	議員の報酬の財源は、税金ですので、増額分も税金ということになります。
委員	みよし市の今後の財政の見込みというのは、どうでしょうか。
事務局	決算では、歳入で約 40 億円程度増えるということですが、自動車関連企業の影響が大きいということであります。
委員	<p>仮に報酬等を改定するとした場合、その考え方としての案が示されていますが、県内的人口規模でみた場合の報酬額をみると副議長、議員の報酬額は、県内の市の中で低い水準である事実は昨年の状況と変わっていないことがわかるわけであります。</p> <p>他市との比較の中でその水準を合せて、議員としてのモチベーションを喚起していただき、活発な議員活動を行っていただきたいということで、昨年度の答申では副議長、議員の額を 27 年度から 10 % 程度引き上げるのが適当であるとされたわけで、今年度新たな審議会として議論していくべきことですが、昨年度の考え方や今年度示された状況からして、考え方 2 の案が一番適合しているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>

討議内容	
会長	<p>今、委員の方から、人口規模における報酬額の位置づけや昨年度の答申内容を踏まえて、考え方2が妥当ではないかという話でしたが、他の委員の皆さまはいかがお考えでしょうか。大事なポイントでありますので、よく考えていただくとともに、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。</p> <p>考え方の確認ですが、1の場合は、県内の水準にそれぞれを合せると委員長、議員の引上げが17%と引上げ率が大きくなる。考え方2では、副議長は県内の水準にまで引上げるが、委員長、議員は県内の水準までに至らないがある程度までは、引上げられ、なおかつ、昨年度の審議会の答申に近い案。考え方3では、人事院勧告の内容を考慮はしているものの、職により増額、減額がある案であります。この他の考え方も含めて案があれば、おっしゃっていただければ結構ですが。</p>
委員	<p>私も、○○委員がおっしゃられた考え方2の案に同感であります。たまたま、昨年も審議会の委員を務めさせていただきましたが、藤本先生が会長の下で議論を尽くし、それが前回の答申書に盛り込まれています。議員の方々や特別職の状況は、昨年度と変わっていないわけですので、今回の審議会では、昨年度の答申を考慮しつつ、今年度の審議の内容を踏まえ、具体的な報酬等の数字を決めていくということですね。</p> <p>みよし市は、現在、財政的には磐石なものがあるのですが、将来に渡ってのマージンを確保しておく必要もあるということと、今回の報酬の改定は、今回で固定的になる訳でないと思いますし、第1回、2回の資料を見ましても議会の活動状況について、近隣の他市と比較して、必ずしもみよし市の議会が活発かと言うとそうとも言い切れないという気もします。今回の改定を機に、今後の議員の活躍を期待するということかと思います。そうしたことから、改定するとした場合、折衷的な考え方をすると2の案が妥当であると私は思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これまでの議論、意見の中からすると、考え方2が妥当ではないかということですが、これに合点がいかない、この他の意見等がございましたら表明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、これまでのご意見から、反対ということがなければ、考え方2の案を本審議会の決定としていきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
	(反対等の意見なし)
会長	<p>それでは、考え方2の内容のとおり、副議長を10.97%引上げ、その引上率を委員長と議員に適用した額とし、議長、市長、副市長は据え置くという審議会の結論としたいと思います。また、適用時期は、平成27年4月1日ということで、よろしいでしょうか。</p>
	(委員から「はい」の声)
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、今回決定した内容での答申書を作成していくことになりますが、お忙しい中を再度、集まっていただくことも恐縮ですので、前回と本日の審議会での内容を踏まえた答申書の案を作成し、委員の方々にお送りしたいと思います。そこで、委員の皆さまに内容を確認していただき、答申書の案に対するご意見をいただき、あらためて答申書をまとめていきたいと思います。</p> <p>また、まとめました答申書につきましては、私に一任いただき、また市長への答申についても、私と職務代理者に一任いただいたうえで、答申書を渡していきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
	(特に意見なし)
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この他、何かございますでしょうか。</p>

討議内容	
委員	議会の議員の方が、外国や国内の視察へ行ったりした時に、視察に行って勉強し、どういうことを得てきたかを市民に報告して欲しいと思うのですね。みよし市の議員の方たちは、一生懸命勉強をして帰ってきていると思いますので、そういう事を市民に報告して欲しいという気がしますので、その点を申し添えさせていただきたいと思います。
事務局	今のご意見ですが、本日、参考として配布しました「みよし市議会における最近のうごき」の中で、市議会行政調査報告会でそれぞれの委員会が調査に行かれた内容について、今年度から市内の3箇所に出向いて報告会を開催しております。今まででは、市の研修室で行っていましたが、日時や場所をかえて行ってみえることを報告させていただきたいと思います。
会長	それでは、これで審議会を閉じさせていただきます。 お忙しい中、皆さまお疲れさまでした。 ありがとうございました。